

SJクイズ

[問題編]



Q1

自転車が第1当事者又は第2当事者となった交通事故件数（自転車関連事故）は交通事故全体の約20%を占めています（平成24年中）。自転車関連事故件数を相手当事者別にみると、対自動車が多くなっていますが、その割合は次のうちどれでしょう？

- ①約64% ②約74% ③約84% ④約94%

Q2

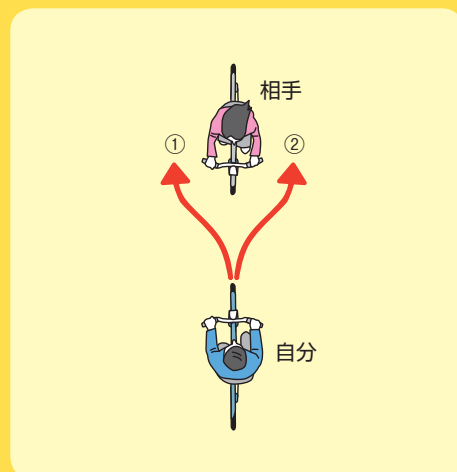
次のうち、自転車の通行位置として違反となるものを以下の中から2つ選びましょう？

- ①車道の左側端 ②車道の右側
③道路左側の路側帯（歩行者用除く）
④道路右側の路側帯 ⑤歩道（自転車通行可）の車道寄り

Q3

自転車が通行可の歩道上で他の自転車と行き違う時は、対向する自転車を左右のどちらに見ながら避ければいいでしょう？

- ①右 ②左



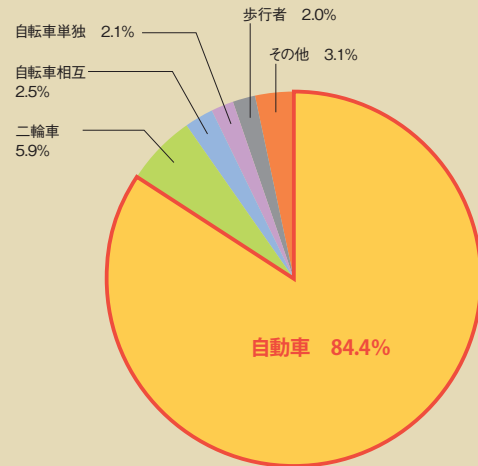
【使用上の注意】

●営利目的での利用はおやめください ●内容の無断転載、無断改変、一部抜粋しての利用はおやめください ●その他、使用に関するご質問はお問い合わせください
本田技研工業（株）安全運転普及本部 TEL:03(5412)1736

Q 1 解答 ③約84%

<解説>

平成24年に自転車が第1当事者または第2当事者となった交通事故件数（自転車関連事故）は13万2048件。これを相手当事者別にみると、対自動車が84.4%と最も多くなっている。クルマとの事故では、被害が大きくなるのは自転車のほうだ。自転車利用者は運転免許を持っていなかったり、交通安全教育を受けていない人も多く、事故類型別にみると出会い頭衝突が約半数を占めることから、ドライバーは見通しの悪い交差点などで自転車の急な飛び出しを予測して運転を行う必要がある。一方、自転車利用者は、一時停止標識のある交差点や見通しの悪い交差点では必ず止まって左右の安全を確認し、出会い頭事故に遭わないようにしてほしい。



●自転車関連事故の相手当事者別交通事故件数（平成24年・構成率）
※出典：警察庁資料

Q 2 解答 ②車道の右側 ④道路右側の路側帯

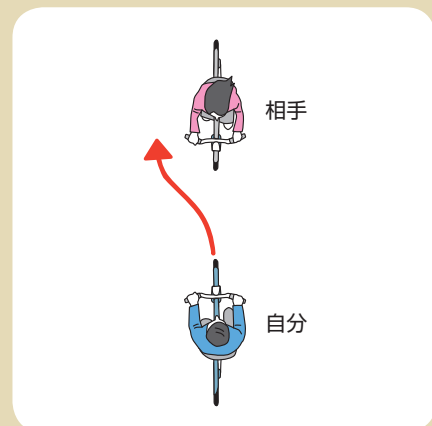
<解説>

道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられている。したがって歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則である。車道では中央から左側部分の左側端を、自転車通行可の歩道では車道寄りを通行しなければならない。また、平成25年12月1日に改正道路交通法が施行され、自転車の道路右側の路側帯通行は禁止されている。自転車利用者は車両を運転しているという意識を持ち、自転車事故防止のためにも通行区分をはじめ様々な交通ルールを遵守する必要がある。

Q 3 解答 ①右

<解説>

自転車通行可の歩道でほかの自転車と行き違うときは、速度を落としながら安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意して、対向する自転車を右に見ながらよけなければならない（「交通の方法に関する教則」第3章第2節2より抜粋）。また、歩道は歩行者優先であるため、すぐに停止できる速度で走ることが求められる。歩行者の通行を妨げる場合は一時停止して、歩行者に道を譲るなど、思いやりの心を持って運転してほしい。



【使用上の注意】

●営利目的での利用はおやめください ●内容の無断転載、無断改変、一部抜粋しての利用はおやめください ●その他、使用に関するご質問はお問い合わせください
本田技研工業（株）安全運転普及本部 TEL:03 (5412) 1736